

大学における博物館学芸員の養成の現状と課題

金山, 喜昭

(出版者 / Publisher)

法政大学資格課程

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学資格課程年報 / 法政大学資格課程年報

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

34

(発行年 / Year)

2014-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014091>

大学における博物館学芸員の養成の現状と課題

法政大学キャリアデザイン学部教授 金山喜昭

はじめに

2011年現在、日本の博物館数は5747館^(注1)にのぼる。それらは総合・科学・歴史・美術・野外の博物館や、動物園、植物園、水族館などからなる。また、設置・運営者は、地方公共団体（都道府県・市町村）、財団法人、会社、NPO法人、国、独立法人などのように多様である。

学芸員は、博物館法（1951年制定）において博物館に従事する専門職であることが明記されている。その主要な業務は、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（博物館法第4条第4項）と規定している。5747館で働く学芸員数は8254人となる。このなかには、＜専任＞の学芸員以外に、＜兼任＞、＜非常勤＞、＜指定管理者＞がいるし、学芸員を補佐する学芸員補も含まれる^(注2)。

本稿は、日本における博物館学芸員の養成について扱うが、なかでも大学での養成課程の現状を述べる。そのうえで、大学の学芸員養成についての評価や課題にも触れる。さらに、学芸員の就職状況をみることで、専門職である学芸員の雇用のあり方についても明らかにしたい。

1. 学芸員資格を取得する方法

学芸員の資格を取得するには、大学の学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得する。この制度により学芸員資格を取得する者は毎年約1万人にのぼる。

そのほかに、学芸員資格認定といい、これは学芸員

となる資格を有していることを認定するために、試験及び審査を行うものである。試験及び審査の合格者は学芸員となる資格を有することになる。資格を認定する審査認定には、次の2つの方法がある。ひとつは試験により認定されるもので、学士の学位を有し、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、2年以上の学芸員補の職にあるなどの要件をみたす者である。もうひとつは、審査認定というもので、大学院修士若しくは博士の学位または、専門職学位を有し、2年以上学芸員補の職にあるなどの要件をみたす者をいう。この制度での資格認定者は、毎年100～150人ほどである^(注3)。

2. 大学における学芸員養成

学芸員の養成課程を開講している大学は、国内782大学のなかで291大学にのぼる。全大学のうち37%が学芸員養成課程を設置している。設置者別の内訳をみると、私立大学が最多の214大学、国立が57大学、公立が20大学となっている（図1）。私立大学（全606大学）のうちの35%、国立大学（全86大学）の66%、公立大学（全90大学）の22%が、それぞれ開講していることになる^(注4)。

図2は学芸員養成課程を開講した大学数の推移を示している。先述したように1951年に博物館法が制定され、翌年の1952年に博物館法施行令が公布され、博物館の専門職員である学芸員の養成は大学において行うことが明記された。そのことを受けて、立教大学は1953年に最初に学芸員養成課程を開講した。法政大学は1964年に開講しており、早い時期に開講して

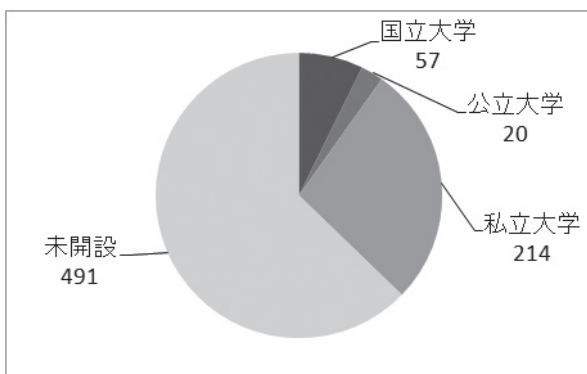


図1 学芸員課程の開設大学

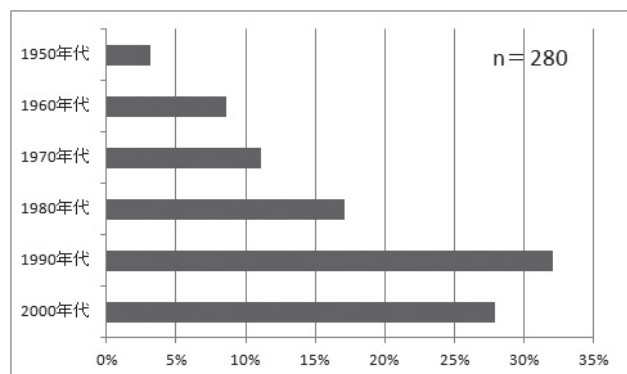


図2 学芸員養成課程の開設年度

いる。その後、1990年代にピークとなり、2000年代には減少傾向に向かう。これは後述するように、2009年の改正のカリキュラムの再編成により科目数が増すことに負担を生じた大学が、養成課程を廃止したことなどが理由である。

(1) これまでのカリキュラムの変遷

1952年に制定された博物館施行規則には、「人文科学又は自然科学に関する専門科目の単位」のほかに、大学で修得すべき「博物館に関する科目」は、次の5科目10単位を履修することとされた。ちなみに筆者の担当する法政大学の学芸員養成課程のカリキュラムを比較のために併記する。法政大学では5科目19単位となっていた。なお、単位の計算法は、講義科目は1単位(15時間)、博物館実習は1単位(30時間)とする。

法定上の必要科目と単位数	法政大学が実施する科目と単位数
博物館学 4単位	博物館学 4単位
教育原理 1単位	教育原理 4単位
社会教育概論 1単位	社会教育概論 4単位
視聴覚教育 1単位	視聴覚教育 4単位
博物館実習 3単位	博物館実習 3単位

その後、1996年に博物館施行規則が改正されて「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」は、次の8科目12単位に変更された。これは最低限の単位であり大学によっては関連科目を設けるなどして科目数や単位数を増して充実化をはかった。法政大学では、必要科目や単位数を上回り9科目24単位で実施した。

法定上の必要科目と単位数	法政大学が実施する科目と単位数
生涯学習概論 1単位	生涯学習入門 4単位
博物館概論 2単位	ミュージアム概論 2単位
博物館経営論 1単位	ミュージアム経営論 1単位
博物館資料論 2単位	ミュージアム資料論 2単位
博物館情報論 1単位	ミュージアム情報論 1単位
博物館実習 3単位	博物館実習 6単位
視聴覚教育メディア論 1単位	視聴覚教育 4単位
教育学概論 1単位	教育原理 2単位
	教育の制度経営 2単位

表1 博物館養成課程科目の改善内容^(注5)

科目	単位数	ねらい	内容
生涯学習概論	2	生涯学習及び社会教育の本質と意義を理解し、生涯学習に関する制度・行政・施策、家庭教育・学校教育・社会教育等との関連、専門的職員の役割、学習活動への支援等についての理解に関する基礎的能力を養う	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習社会の意義と生涯学習社会の構築 ・生涯教育論・生涯学習論の生成と展開 ・学習機会の多様化・拡大化 ・生涯学習社会における家庭教育・学校教育・社会教育の役割と連携 ・生涯学習振興施策の展開とその推進 ○生涯学習の意義と特性 ・教育の原理と生涯学習の意義・特質 ・我が国及び諸外国における生涯学習の発展と特質 ○生涯学習・社会教育行政の展開 ・生涯学習・社会教育行政の意義と役割 ・社会教育行政・生涯学習振興行政・一般行政の関連(関係法令と行政組織) ・生涯学習・社会教育施設等の管理と運営 ○生涯学習の内容・方法と指導者 ・生涯学習の内容・方法・形態(成人の学習、生涯発達と教育の関連、学習情報の提供と学習相談を含む) ・学習への支援と学習成果の評価と活用 ・生涯学習・社会教育指導者の役割
博物館概論	2	博物館に関する基礎的知識を理解し、専門性の基礎となる能力を養う	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館学の目的・方法・構成 ・博物館学の目的・方法・構成 ・博物館学史 ○博物館の定義 ・定義(類縁機関との違いを含む) ・種類(館種、設置者別、法的区分等) ・目的 ・機能 ○博物館の歴史と現状 ・我が国及び諸外国の博物館の歴史 ・我が国及び諸外国の博物館の現状 ・学芸員の役割(定義、役割、実態) ・博物館関係法令
博物館経営論	2	博物館の形態面と活動面における適切な管理・運営について理解し、博物館経営(ミュージアムマネジメント)に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館の経営基盤 ・ミュージアムマネジメントとは ・行財政制度 ・財務 ・施設・設備(ユニバーサル化を含む) ・組織と職員 ○博物館の経営 ・使命と計画と評価 ・博物館倫理(行動規範) ・博物館の危機管理 ・利用者との関係(広報・マーケティング、ミュージアムショップ等) ○博物館における連携 ・市民参画(友の会、ボランティア、支援組織等) ・博物館ネットワーク・他館との連携・他機関(行政・大学・類縁機関等)との連携 ・地域社会と博物館(地域の活性化、地域社会との連携)

博物館資料論	2	博物館資料の収集、整理保管等に関する理論や方法に関する知識・技術を習得し、また博物館の調査研究活動について理解することを通じて、博物館資料に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館における調査研究活動 ・調査研究活動の意義と内容（博物館資料に関する研究、資料保存に関する研究、博物館に関する研究等） ・調査研究成果の還元 ○博物館資料の概念 ・資料の意義 ・資料の種類 ・資料化の過程 ○博物館資料の収集・整理・活用 ・収集理念と方法（情報の記録、収集の倫理・法規、受入手続き・登録等） ・資料の分類・整理（目録作成を含む） ・資料公開の理念と方法（アクセス権、特別利用等を含む）
博物館資料保存論	2	博物館における資料保存及びその保存・展示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館における資料保存の意義 ○資料の保全（育成を含む） ・資料の状態調査・現状把握 ・資料の修復・修理 ・資料の梱包と輸送 ○博物館資料の保存環境 ・資料保存の諸条件とその影響（温湿度、光、振動、大気等） ・生物被害とIPM（総合的有害生物管理） ・災害の防止と対策（火災、地震、水害、盗難等） ・伝統的保存方法 ・収蔵、展示等の保存環境 ○環境保護と博物館の役割 ・地域資源の保存と活用（エコミュージアム等） ・文化財の保存と活用（景観、歴史的環境を含む） ・自然環境の保護（生物多様性・種の保存を含む）
博物館展示論	2	展示の歴史、展示メディア、展示による教育活動、展示の諸形態等に関する理論及び方法に関する知識・技術を習得し、博物館の展示機能に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館展示の意義 ・コミュニケーションとしての展示 ・調査研究の成果の提示 ・展示と展示論の歴史 ・展示の政治性と社会性 ○博物館展示の実際 ・展示の諸形態 ・展示の制作（企画、デザイン、技術、施工等） ・関係者との協力（他館、所蔵者、専門業者等） ・展示の評価と改善・更新 ○展示の解説活動 ・解説文・解説パネル ・人による解説 ・機器による解説 ・展示解説書（展示図録、パンフレット等）
博物館教育論	2	博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○学びの意義 ○博物館教育の意義と理念 ・コミュニケーションとしての博物館教育（博物館教育の双方向性、博物館諸機能の教育的意義） ・博物館教育の意義（生涯学習の場としての博物館、人材養成の場としての博物館、地域における博物館の教育機能、博物館リテラシーの涵養等） ・博物館教育の方針と評価 ○博物館の利用と学び ・博物館の利用実態と利用者の博物館体験 ・博物館における学びの特性 ○博物館教育の実際 ・博物館教育活動の手法（館内、館外） ・博物館教育活動の企画と実施 ・博物館と学校教育（博物館と学習指導要領を含む）
博物館情報・メディア論	2	博物館における情報の意義と活用方法及び情報発信の課題等について理解し、博物館の情報の提供と活用等に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館における情報・メディアの意義 ・情報の意義（視聴覚メディアの理論と歴史を含む） ・メディアとしての博物館（視聴覚メディアの発展と博物館） ・ICT社会の中の博物館（情報資源の双方向活用と役割、情報倫理、学校・図書館・研究機関の情報化等） ・情報教育の意義と重要性 ○博物館情報・メディアの理論 ・博物館活動の情報化（沿革、調査研究活動、展示・教育活動等） ・資料のドキュメンテーションとデータベース化 ・デジタルアーカイブの現状と課題 ・映像理論、博物館メディアの役割と学習活用 ○博物館における情報発信 ・情報管理と情報公開 ・情報機器の活用（情報端末、新たなメディア経験等） ・インターネットの活用 ○博物館と知的財産 ・知的財産権（著作権等） ・個人情報（肖像権等） ・権利処理の方法

その後、2009年4月にも改定が行われ、更なる養成課程の充実がはかられた。この改定により9科目19単位が定められて、2012年4月1日から実施されている。表1は、文部科学省が提示するカリキュラムのモデルを示す。それについても、法政大学では生涯学習と博物館実習の単位数を増やして実施している。

法定上の必要科目と単位数	法政大学が実施する科目と単位数
生涯学習概論 2単位	生涯学習入門 4単位
博物館概論 2単位	ミュージアム概論 2単位
博物館経営論 2単位	ミュージアム経営論 2単位
博物館資料論 2単位	ミュージアム資料論 2単位
博物館資料保存論 2単位	博物館資料保存論 2単位
博物館展示論 2単位	博物館展示論 2単位
博物館教育論 2単位	博物館教育論 2単位
博物館情報・メディア論 2単位	博物館情報・メディア論 2単位
博物館実習 3単位	博物館実習 6単位

以上のように、大学の学芸員養成課程は、人文科学又は自然科学に関する専門科目の単位を除く博物館に関する科目についていえば、当初は5科目10単位から開始したが、1996年に8科目12単位に改訂してから、今日では9科目19単位というようにカリキュラムの充実化がはかられている。法政大学は、開講以来、法定上の基準を上回る科目や単位数を設けて実施してきた。

3. 学芸員養成に対する大学側の考え方

日本の大学では、多くの学芸員の有資格者を出しているが、大学側は養成目標をどのように定めているのだろうか。また、学生たちは学芸員になることをめざしているのだろうか。2008年に丹青研究所が実施した「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書」(注6)をもとにして、その辺りの事情をみることにする。

(1) 学芸員養成課程の目標

まず、学芸員養成課程を開講している大学及び担当する教員側は、大学での養成課程に対して、何を目標にしているのだろうか。

図3は、その到達目標の分布を示している。大別すると、「即戦力の養成」と「理解者の養成」に分かれる。前者は博物館に学芸員として就職することを前提にした実務的な教育をめざしている。後者は、むしろ博物館を取り巻く周辺部で博物館を支援することや協力者になるような人材養成を考えているようだ。1950年～60年代、学芸員養成課程が開始した当初は、まだ開講大学が少数ではあり、学芸員になる人材を養成することを目標にしていた。法定上の科目や単位数は限

られていたが、いずれの大学もそれ以上の科目数をおいて教育の質を保証していた。

しかし、図2でもみたように、多くの大学が学芸員養成課程を設置するようになり、資格取得者数が増すようになると、学芸員就職者数は減少した。たとえば2008年の文部科学省生涯学習政策局社会教育課の調査では、9,577人の資格取得者数に対して、61人が博物館に就職しているが、全体のわずか0.6%の就職率となっている(注7)。学芸員の低い就職率を認めたま、大学側としては、学芸員養成課程を存続させるために別の目的を設定するようになった。この「理解者の養成」という言葉が登場したのは1970年代からであったと思われる。

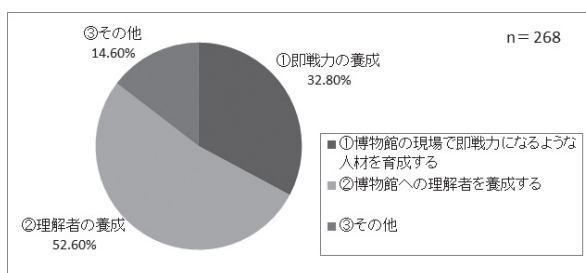


図3 学芸員課程における到達目標

(2) 博物館実習の形態

次に、カリキュラムのなかでも博物館実習の内容についてみる。実習は、博物館の実務を学ぶことになるが、その様子は図4の通りである。複数回答であるが、大きく3通りの実習形態に分けられる。

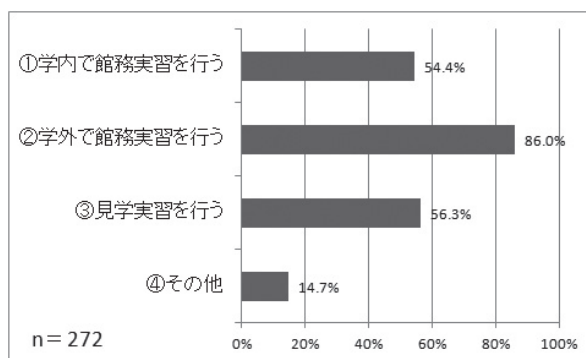


図4 博物館実習の内容

最も多いのは学外の博物館で一定期間の実習を行うものである。実習先は大学と提携している博物館や、学生が自ら依頼して受け入れの許可を得る。文部科学省が示す実習のモデル(歴史系博物館の場合)を示す(表2)。実習では、実習先の博物館の学芸員が実務指導をする。通常は複数の大学から学生を受け入れていることから、数名の実習生が同時に指導を受ける。主に夏季休暇中が実習期間になることが多い。実習期間は大学ごとに異なるが、5日以上である。法政大学では、学外実習は10日としている。但し、実習を引き受ける博物館の事情もあるため10日以下の場合、残りの日数を学内実習で補っている。

表2 館園実習実施計画（歴史系博物館の一例）^(注8)

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備に関する実習 施設・設備の見学と課題の検討（利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等）
第2日目	午前	展示教育に関する実習① 常設展示の課題発見調査と利用者動向の調査（インタビュー、アンケート等）
	午後	展示教育に関する実習② 展示手法の学習、展示調査と利用者動向調査の結果による課題の検討・協議
第3日目	午前	管理業務に関する実習 受付業務体験、博物館事務等の補助
	午後	展示教育に関する実習③ 展示内容の学習、展示解説の実務（1コーナー程度を実際に模擬解説）
第4日目	学芸員の一日体験 指導担当学芸員のアシスタントとして、一日同行	
第5日目	午前	教育・普及に関する実習 ホームページの作成、印刷物（ニュース・図録・ポスター等）の編集・校正 実務等の学習補助
	午後	教育・普及に関する実習 講座、講演会、レファレンス等の補助
第6日目	午前	資料の取扱いに関する実習① 資料の取り扱い、洗浄・清掃・手入れ等の実務
	午後	資料の取扱いに関する実習② 資料の視察・計測、資料カードの作成、データ入力等の実務
第7日目	午前	資料の取扱いに関する実習③ 資料の梱包・開梱の実務
	午後	資料・収集に関する実習 資料の現地調査。収集・運搬等の補助
第8日目	午前	資料の写真撮影に関する実習 機材操作、カメラワーク、ライティング等の実務
	午後	保存・修復に関する実習 収蔵庫の配架方法・セキュリティー対策・保存対策の見学・学習、資料の修復・復元等の実務
第9日目	午前	資料の展示に関する実習① 展示計画の作成、展示資料の選定（模擬展示）
	午後	資料の展示に関する実習② パネル・キャプション類作成等の実務
第10日目	午前	資料の展示に関する実習③ 資料の列品、ライティング等の実務（模擬展示）
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

次は、大学内での館務実習である。これは学内の博物館やそれに相当する施設での実習をさす。これは延べ60時間～90時間以上実施することが標準的である。博物館実習の担当教員や、担当教員が指導できない専門的な実務等については現職学芸員等を招聘して助力を得ることもある。法政大学では、学外実習と同じ10日間としている。時間数に換算すると80時間。それに事前指導と事後の実習発表会を含めると100時間になる。

3つ目は見学実習である。これは学内外での実務実習の前段階に実施することが一般的である。教員が引率して博物館職員の案内や説明をうけて、展示室のほかに収蔵庫、整理室、資料の搬入口などのバックヤードを見学する。法政大学では、学内外の実務実習前の関連科目の授業で年間2ヶ所ほどの見学実習を行っている（写真1・2）。

なお、学芸員養成課程を開設している大学のうち約40%は、学内の実習場所となる大学博物館等の付属施設を有している（図5）。そのうち半数以上は1990年代から2000年代の20年間に設置している（図6）。この辺りの状況は、図2に示したように、学芸員養成課程が増加する状況と符合している。

4. 学生の受講意識や就職活動

(1) 受講の理由

次に、受講する学生側の状況はどうであろうか。学芸員課程を受講した理由は、図7に示す通りである。

受講している学生を対象にした1032人中、半数以

上が博物館に関心があるという理由で受講していることが分かる。次に多いのは、将来、学芸員として働きたいという「学芸員志望者」である。

両者を合わせると、全体の約75%になる。これらの学生たちは、先述したように、大学側の養成目標とも合致している。しかし、3番目は、学芸員資格を取得していると、就職に有利に働くという理由であるが、これは養成目標とは一致しているとはいえない。さらに、「なんとなく（特別の目的なし）」で受講している学生たちもいる。

以上のことから、受講する理由が大学の養成目標と合致する学生たちは約75%であり、残りは必ずしも合致する者ではないということが分かる。

(2) 就職活動の状況

受講者の就職活動はどうなっているのだろうか。対象者445人（複数回答）のうち、「教育・学習支援業」（学校教育・博物館等の学校教育、学習塾など）が最も多く、「サービス業」（法律・獣医・著述・芸術家・翻訳・通訳等の専門サービス業、学術・研究機関、洗濯・理容・美容、旅行業などのサービス業、映画館・スポーツ施設・公園・遊園地等の娯楽業、広告業、政治・経済・文化団体、宗教等）や「公務」（国家・地方公務員）が続いている（図8）。

博物館の就職活動の様子をみると、348人中、約10%の学生が博物館への何らかの就職活動を行っている（図9）。図7の履修の動機でみたように「学芸員志望者」が23%であったことに比べて、いざ就職活動の



写真1



写真2

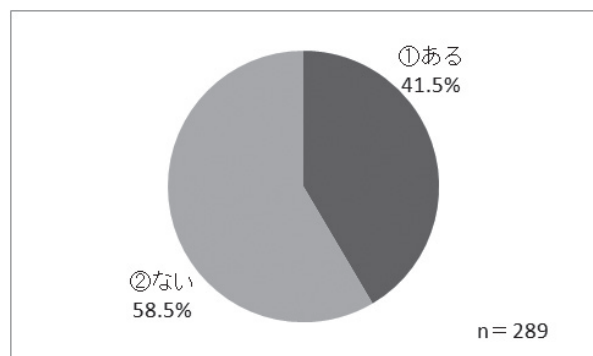


図5 付属施設の有無

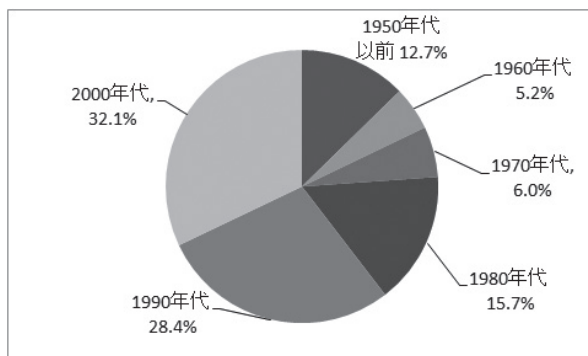


図6 付属施設の開設時期

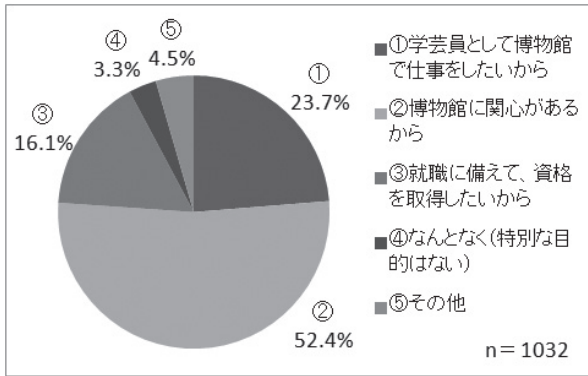


図7 受講の動機

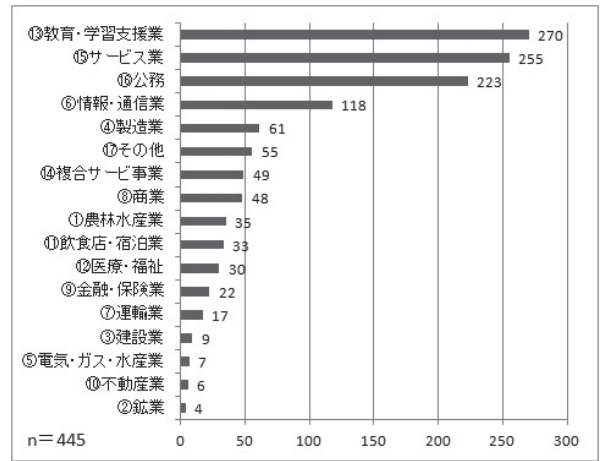


図8 希望する職種

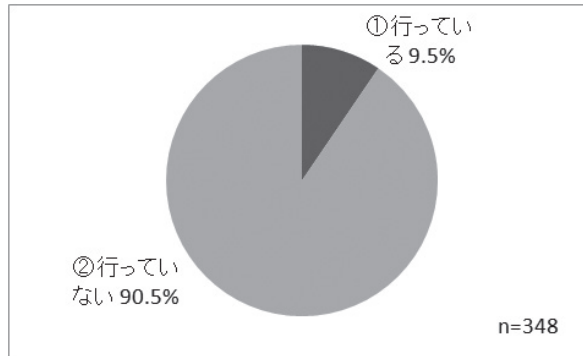


図9 博物館への就職活動

表3 博物館の求人情報の入手方法

大学内における求人情報の入手方法 <ul style="list-style-type: none"> ・教員に相談する ・研究室宛ての募集要綱で入手する ・大学内に掲示される求人情報で入手する
大学外における求人情報の入手方法 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館に勤務する教員や先輩に聞く ・博物館に直接問い合わせる ・インターネットで入手する ・博物館のHPから入手する ・「ネットTAM」や「学芸員就職課」など、インターネット上の求人情報で入手する ・自治体の広報誌などで入手する ・ハローワークで入手する

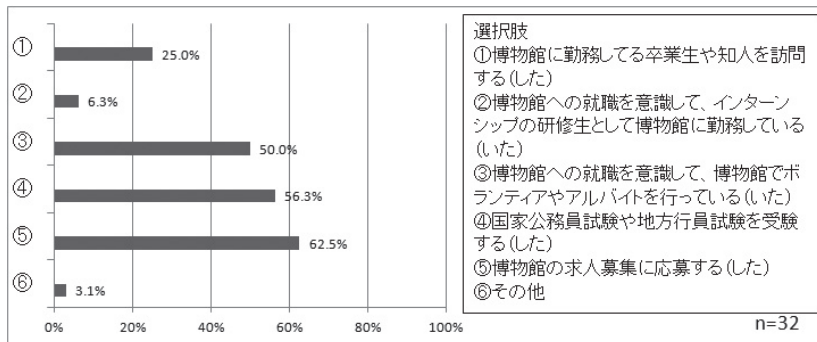


図10 博物館への就職活動の方法

時期になると、実際に博物館の就職活動する者の割合はその半分に減っている。

その具体的な方法については、表3のように博物館の求人情報を入手しながら、「博物館の求人募集に応募

する」「公務員試験を受験する」「博物館への就職を意識してボランティアやアルバイトを行っている」などを行っている(図10)。

5. 学芸員養成に関する評価と課題

(1) 学芸員の就職は本当に困難なのだろうか

先述したように、2008年の文部科学省生涯学習政策局社会教育課の調査では、9,577人の資格取得者数に対して、61人が博物館に就職している。全体の0.6%の就職率となっている。しかし、この数字から学芸員になることが、極めて困難であると一概に言えるのだろうか。

この点を、2008年に実施した「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書」からみた受講生の博物館の就職活動の状況から検証してみる。まずは、学芸員養成課程の履修者の調査対象者数（学部生・大学院生）は1032人である。そのうちの348人を対象にして、「博物館への就職活動」の有無を質問している。実際に「活動している者」は32人である。これを1032人に換算すると95人になる。すると1032人に対して95人が学芸員の就職活動をする仮定できる。

一方、9,577人の資格取得者数のうち61人が学芸員に就職しているが、実際に学芸員の就職活動をした者は何人だと想定できるのだろうか。計算上は881人になる。すると、881人中61人が学芸員に就職したことになる。すなわち就職率は14%である。これまでに言われていた1%にも及ばないという低い就職率は格段に上昇することになる^(注9)。それにはいくつかの前提がともなうが、少なくとも受講者の全員が学芸員を志望していないことや、博物館の就職活動をしている

者は限られているわけであるから、就職率は決して低いとはいえないのである。どのような就職先を選択するにも就職活動をしなければ就職できないのと同じことがいえる。

これまでは全ての資格取得者数を母数にして算出していたが、このように資格取得者のなかの博物館への就職活動者数を母数にすることで、現実の学芸員の就職状況を知ることができる。こうして、大学で学芸員資格を取得しても学芸員になることが、ほとんど不可能だといわれていた、悲観的な見方を改めることができる。

(2) 学芸員の雇用形態をみる

しかも、雇用形態が多様化することに合わせて、学芸員の就職者数は増加している。すると、先述したような就職率もさらに高くなっている。

図11-1・2と図12は、文部科学省が全国の博物館（登録・相当施設・類似施設）を対象にして3年毎に実施している『社会教育調査』から、学芸員数と雇用形態の推移をみるために作成したグラフである。学芸員の雇用形態は<専任>、<兼任>、<非常勤>、<指定管理者>である。専任は、主に博物館を設置する団体の正規職員をいう。兼任は、正規職員でありながら他の部署と兼務している職員である。非常勤は、博物館において定めている勤務時間未満で勤務する職員をいう。指定管理者は、自治体からNPOや企業などの民間団体が一定期間にわたり公立博物館の運営を委任され

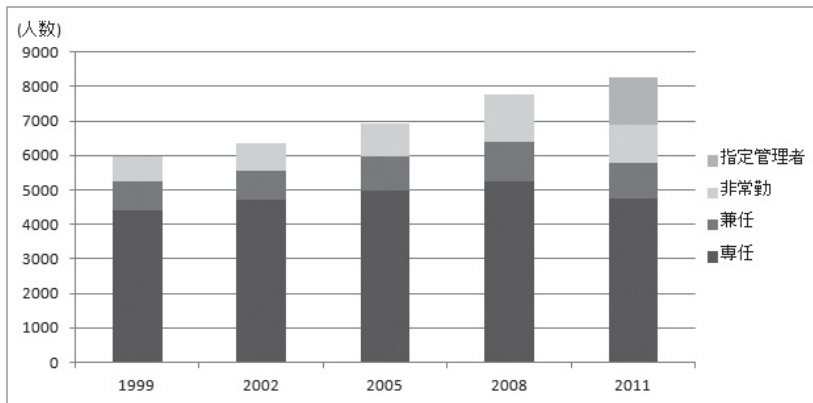


図 11-1 学芸員数と雇用形態の推移

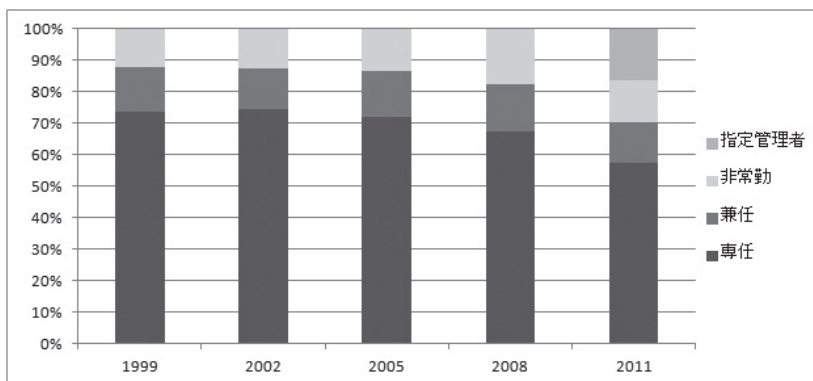


図 11-2 学芸員の雇用形態の分布

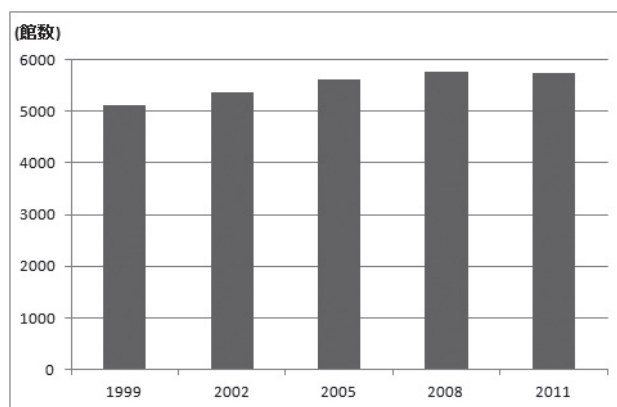


図12 博物館数の推移

る、民間団体が雇用する職員をいう。

図11-1をみると、1999年以降、2011年まで学芸員数が右肩上がりに増加していることが分かる。それに比べて、図11-2は、雇用形態の分布を示しているが、＜専任＞の割合が減少する一方、＜非常勤＞が増えながら、2011年には＜指定管理者＞と＜非常勤＞が全体の3割にのぼっていることが分かる。先述した61人の学芸員の就職者も全て＜専任＞だとは限らない。

図12は、同じ期間の博物館数の推移を示している。学芸員数が増加しているのに比べて、博物館はあまり増加していない。1館当たりの学芸員数で計算すると、1.17人（1999年）から1.44人（2011年）に増加している。すなわち、これまで学芸員が不在であった博物館に学芸員が配置されるなどの増員があったと思われる。

日本経済は景気の低迷などによって、企業の正規職員の採用数が減少している。学芸員のような専門職でも、＜専任＞が減少して、非正規の＜非常勤＞や、有期雇用の＜指定管理者＞の学芸員が増加していることが分かる。＜専任＞（兼任も同様）と＜非常勤＞、＜指定管理者＞の学芸員とは、給与などの待遇問題の格差が著しい。博物館活動を安定的に継続させるためには、それを是正するための改善が課題である。

(3) 学芸員資格養成の質を高めるために

先述したように、2009年のカリキュラムの改定により、大学の養成課程は「博物館に関する科目の単位」の9科目19単位が定められて実施している。また、各科目の目標や科目の内容も示された(表1)。しかし、全ての大学が全科目の到達目標を達成することができるかどうかは疑わしい。

その理由として、まずは、増加した科目や単位数に対する教員の配置に関する問題である。少なくとも、新設した「博物館資料保存論」、「博物館展示論」、「博物館教育論」の3科目の教員を各大学(291大学)が補充しているが、その延人数は873人にのぼる。当然、既存の専任教員が対応することは難しいので、外部から非常勤講師を担当教員にあてる。

理想的な人材は、博物館の豊富な実務経験を持ち、担当科目に関する論文や著書などの業績を有する者である。しかし、これら3科目を適切に指導することのできるキャリアを有する人材は限られている。候補者の多くは、博物館の現場で実務経験をもつ現職の学芸員である。しかし、彼らの多くは既に他の博物館関連の授業を担当している場合が多い。そこで若手の経験の浅い学芸員や、大学院修了者が担当の候補者になる。業績や実務経験などに偏りが生じやすく最適であるとは言いがたい。

そこで、養成の質を保証するためには、大学の養成課程の責任者と担当教員が相互に研修やFDミーティングなどを実施して改善をはかることが必要である。

(4) 学芸員養成課程の質保証を点検する

近年、高度な専門職として学芸員を養成するために大学院における教育を充実させることが問われている(注10)。また、博物館学の研究・教育を担当する大学教員や、博物館の学芸活動に関わる指導的な役割を担う学芸員を養成するために、専門職大学院を含めた博物館学大学院の設置についての提言(注11)などもみられ、実際に複数の大学院では「博物館学コース」などを設置して大学院教育が行われている。

一方、先述したように大学学部での学芸員養成についても、実は教育の質を高めるために、カリキュラム改定が行われたものである。2012年の新入生から実施されているが、2015年度に改定後の新カリキュラムを受講した最初の学生たちが資格を取得する。新カリキュラムによる養成の質を確認するために改定前とその後の学習効果を点検・評価することが必要となる。法政大学では、今後、その検証のための準備をすることとしている。

おわりに

本稿は、大学教育における博物館学芸員の養成の現状と、その評価や課題について述べた。

本稿で取り上げた課題については、今後の改善とそ のための取り組みが問われるところである。具体的に

は、FD ミーティングを実施することや、カリキュラムの改正による質保証に関する点検作業を実施することを予定している。

なお本文中の、図1は文部科学省『社会教育調査』より作成した。図2・3・4・7・8・9・10・表3は平成20年度文部科学省委託事業『大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書』（丹青研究所）による。図5・6は平成19年度文部科学省委託事業『学芸員養成カリキュラムに係る調査研究報告書』（丹青研究所）による。

[注]

- (1) 文部科学省『平成23年度社会教育調査』より
- (2) 文部科学省『平成23年度社会教育調査』より
- (3) 2009年の博物館施行規則の改定以前には、それぞれを試験認定、無試験認定と称していた。2012年4月から実施された。

- (4) 文部科学省WEBサイト、2013年度
- (5) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議『学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）』（2009年2月）より
- (6) 株式会社丹青研究所、2009年3月
- (7) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議『学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）』（2009年2月）
- (8) 文部科学省『博物館実習ガイドライン』（2009年4月）より作成
- (9) 文部科学省ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1283534.htm
- (10) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議『学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）』（2009年2月）など
- (11) 浜田弘明「大学院における博物館学専攻プログラム」神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議、2008年